

令和 3 年の環境影響評価に関する動き

○浜松市の環境影響評価

相談を受けた新たに環境影響評価対象となる可能性のある事業

事業名称	事業の場所	手続時期（予想）
浜松三ヶ日・豊橋道路（仮）	浜松市北区～（愛知県側を含む）	未定（年度内）
<p>浜松市北区三ヶ日町の東名高速道路三ヶ日ジャンクションから、浜名湖沿いに南へ進み湖西市、豊橋市、三河港までつながる道路の計画。道路規格は不明だが、全体長さ約 28km、うち浜松市内の工区は約 7km の予定。</p> <p>静岡県内で複数の自治体にまたがった工事計画のため、静岡県環境影響評価条例に基づき静岡県が環境影響評価手続きを担当する予定だが、工区の自治体として静岡県の照会を受け、環境の保全に関する意見を述べる予定。</p>		
浜松市国道一号高架化（仮）	浜松市東区・南区	未定
<p>浜松市内を走る国道一号浜松バイパスを高架化（全面もしくは部分的な立体化）する工事の計画。国道（4 車線以上）かつ長さ 7.5km 以上では浜松市環境影響評価条例の 2 種事業（道路の建設）に該当するが、現時点で入手できた計画図上の長さが 7.0km 前後のため、詳細設計によっては環境影響評価対象規模に満たない可能性もある。</p>		

○環境影響評価法 風力発電事業の規模要件変更

昨年度環境省及び経済産業省が設置した「令和 2 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の在り方に関する検討会」において、風力発電事業の適正な規模要件についての見解が示された。

	現行の規模要件	検討会が示した規模要件
法一種	1 万 kW	5 万 kW
法二種	7,500kW	37,500kW
（参考） 市条例一種	7,500kW	？

法対象事業の規模要件が変更になった場合、条例対象事業の規模との間にギャップが生じることになるため、今後、環境省や周辺自治体との意見交換を通じて、市としての方針を検討する。